



【春爛漫】

TAINS だより春号をお届けします。

今年も、新型コロナウイルスの影響でまん延防止等重点措置が発令されている地域もあり、激動の確定申告期でした。

現在は重点措置も解け、ウイズコロナに舵を切り、様々な経済活動を正常化しようとする動きが見受けられます。研修会で TAINS6.1 のPRにお伺いする機会もあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

TAINS6.1 は皆様の手理士業務により役立つように改良を重ねてまいります。たくさんのご意見をお待ちしておりますと共に、皆様方の一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願いいたします。

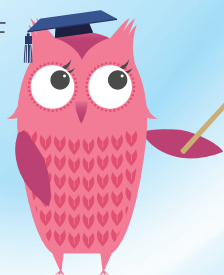
Contents / 目次

2022 春号
VOL28 No.230

- 特別寄稿 ————— 2
令和4年度税制改正のあらまし
東京税理士会 中島孝一
- メールニュース（2022年1月～2022年3月収録） — 14
- DB収録情報、会員数 ————— 20

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

令和4年度税制改正のあらまし

東京税理士会 中島 孝一

令和4年度税制改正では、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直し、加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられた。

また、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられた。

具体的には、次のとおり令和4年度税制改正が行われた。

[1] 個人所得課税

1 住宅ローン控除の延長及び見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せが行われた。

また、会計検査院の指摘への対応として、控除率を0.7%とするとともに、所得要件が2,000万円に引き下げられた。

(1) 新築住宅等の取得等に係る住宅ローン控除

住宅ローン控除について、適用期限が令和7年12月31日まで4年延長されるとともに、次の措置が講じられた（措法41～41の2の2）。

- ① 令和4年以降の借入限度額・控除率及び控除期間
住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）・控除率及び控除期間が次のようになった。

イ 下記ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円	0.7%	10年

（注）上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く）又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年になる。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	3,000万円		

（注1）上記の「認定住宅等」とは、認定住宅・特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）及びエネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

また、上記の「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいい、上記の「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいう（次頁(2)において同じ）。

（注2）上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅

等である既存住宅の取得（買取再販認定住宅等の取得を除く）である場合における借入限度額は一律 3,000 万円、控除期間は一律 10 年になる。

② 所得要件の引下げ

適用対象者の所得要件が、2,000 万円以下（改正前：3,000 万円以下）に引き下げられた。

③ 令和 5 年以前は床面積下限 40 ㎡へ引下げ

個人が取得等をした住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして一定のもの（床面積下限 40 ㎡）の新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができることになった。

ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える年は適用されない。

④ 令和 6 年以後の適用制限

個人が令和 6 年 1 月 1 日以後にその居住の用に供する家屋のうち、エネルギー消費性能向上住宅に該当するもの以外のものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないことになった。

⑤ 既存住宅の要件緩和

適用対象となる既存住宅の要件について、経過年数基準に適合するものであることが廃止され、耐震基準に適合するものであることに一本化された（登記簿上の建築日付が昭和 57 年 1 月 1 日以降の家屋）。

（注）上記②及び⑤の改正は、住宅の取得等をして令和 4 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用される（附則 34）。

(2) 認定住宅に係る投資型減税

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長されるとともに、対象住宅の新築等をして令和 4 年及び令和 5 年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率が次のようになった（措法 41 の 19 の 4）。

居 住 年	対 象 住 宅	控除対象限度額	控 除 率
<改正前> 令和3年まで	認定住宅	650万円	10%
<改正後> 令和4年・令和5年	認定住宅・ ZEH水準省エネ住宅	650万円	10%

（注）上記の改正は、認定住宅等の新築等をして、令和 4 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用される（附則 37）。

(3) 個人住民税の取扱い

令和 4 年分以後の所得税において、住宅ローン控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅ローン控除額から当該年分の所得税額（住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額とする）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じて得た額（最高 9.75 万円）の控除限度額の範囲内で減額されることになった。

居 住 年	改正前	改正後 令和 4 年～令和 7 年
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の 7% (最高 13.65 万円)	所得税の課税総所得 金額等の 5% (最高 9.75 万円)

(4) 確定申告手続等

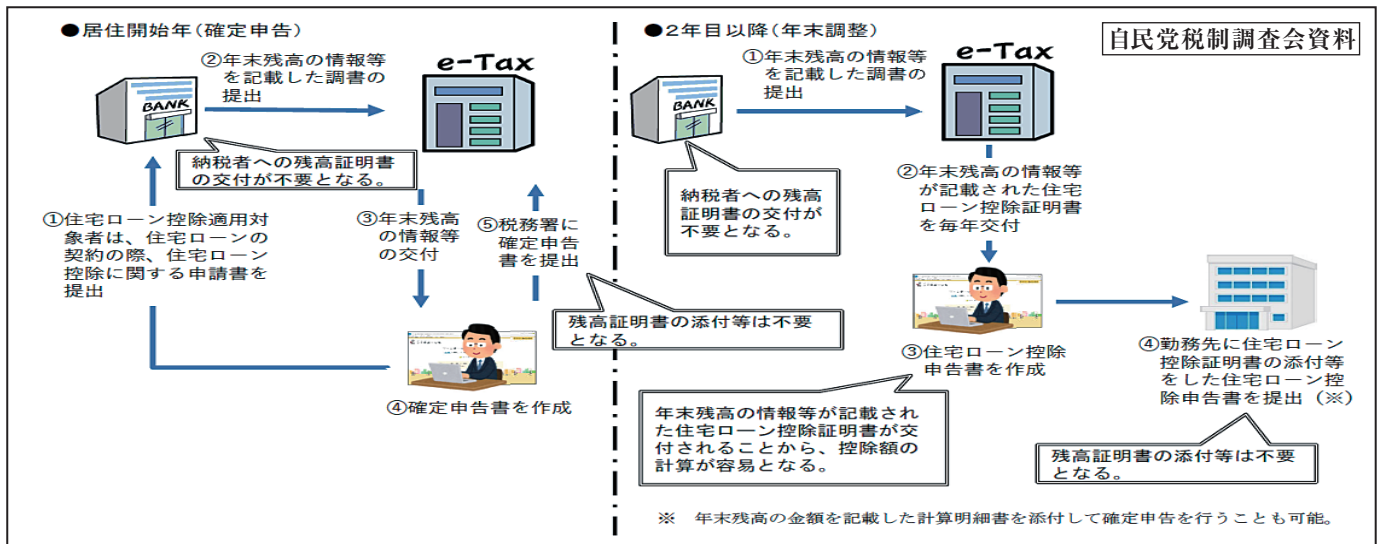
住宅ローン控除の手続等について、次の措置が講じられた（措法 41 の 2 の 3、附則 34）。

① 債権者に対する適用申請書の提出

令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する家屋について、住宅ローン控除の適用を受けようとする者は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、その者の氏名及び住所・個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という）を記載した申請書（以下「適用申請書」という）の提出（当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む）をしなければならないことになった。

② 債権者は調書を所轄税務署へ提出

適用申請書の提出を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後 10 年内の各年の 10 月 31 日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年 1 月 31 日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした者のその年の 12 月 31 日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになった。



2 既存住宅の改修に係る特別控除の延長及び見直し

(1) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されるとともに、令和4年及び令和5年に住宅耐震改修をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が次のようになった(措法41の19の2)。

工事完了年	控除対象金額	控除率
令和4年・令和5年	250万円	10%

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されるとともに、次の措置(下図参照)が講じられた(措法41条の19の3)。

国土交通省資料

要望の結果		特例措置の内容					最大控除額 (必須工事とその他工事合計)	
結果		必須工事		その他工事				
○ローン型と投資型を整理統合し、以下の内容のように整理。 ・必須工事について対象工事限度額の範囲内で標準的な費用相当額の10%を所得税額から控除。 ・必須工事の対象工事限度額を超過する部分及びその他のリフォームについても、その他工事として必須工事全体に係る標準的な費用相当額の同額までの5%を所得税額から控除。		対象工事 (いずれか実施)	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
		耐震	250万円	10%	必須工事の対象工事限度額超過分及びその他のリフォーム	5%	62.5万円	
		バリアフリー	200万円				60万円	
		省エネ	250万円(350万円※1)				62.5万円(67.5万円※1)	
		三世帯同居	250万円				62.5万円	
		長期優良住宅化	500万円(600万円※1)				75万円(80万円※1)	
		耐震+省エネ+耐久性	250万円(350万円※1)	62.5万円(67.5万円※1)				
		耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円※1)					

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合
※2 最大対象工事限度額は必須工事と併せて合計1000万円が限度

① 現行の措置を上記のとおり見直した上で2年間(令和4年1月1日～令和5年12月31日)延長する。
② 省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を「窓の断熱改修工事」に緩和する。

3 居住用財産に係る特例の延長等

次の(1)から(3)居住用財産に係る特例の適用期限が2年延長されるとともに、(3)については買換資産の要件が追加された。

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例の延長

適用期限が、令和5年12月31日まで2年延長された(措法41の5)。

(2) 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例の延長

適用期限が、令和5年12月31日まで2年延長さ

れた(措法41の5の2)。

(3) 特定の居住用財産の買換え等の場合の課税の特例の延長及び見直し

買換資産について、令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く)又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることが加えられた上、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長された(措置法第36条の5関係)。

4 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

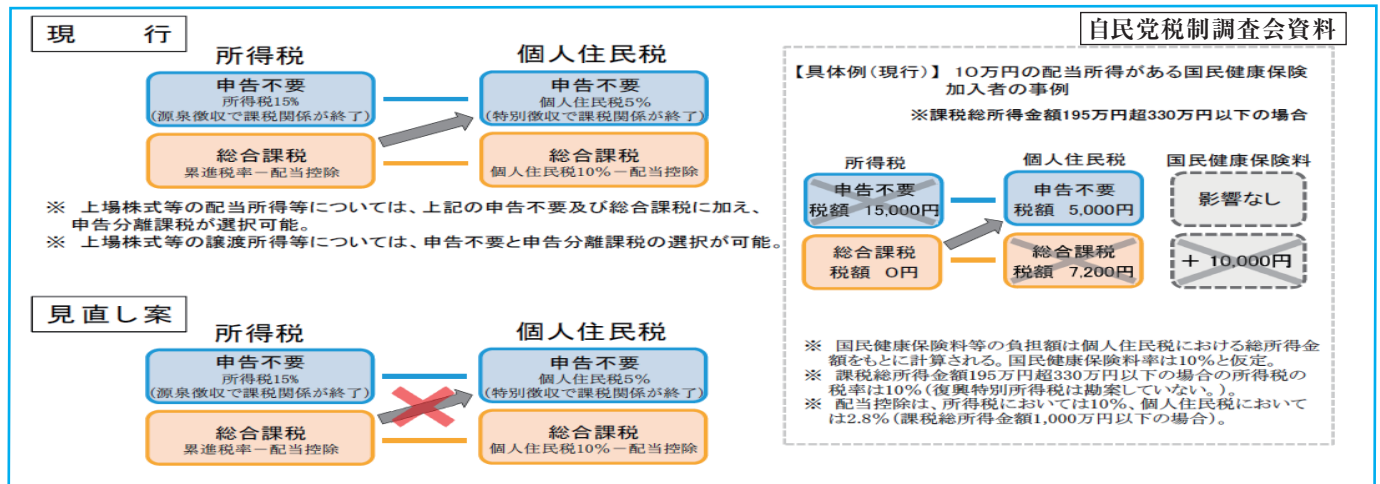
(1) 所得税と個人住民税の課税方式の統一

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、現行制度では所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能であったが、公平性の観点から、個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致さ

せることになった。

(2) 規定の整備等

上記(1)に伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定等の整備が行われ、令和6年度分以後の個人住民税について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられる。



5 大口株主等の要件の見直し

大口株主等が保有する株式は、事業参加的な性格が強いことから、その支払いを受ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは適当でなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の対象とされている。

その大口株主等の要件について、次の措置が講じられた(措法8の4)。

(1) 大口株主の株式等保有割合判定の見直し

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける個人とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合(下記(2)において「株式等保有割合」という)が3%以上となるときにおけるその個人が支払を受けるものは、総合課税の対象とされることになった。

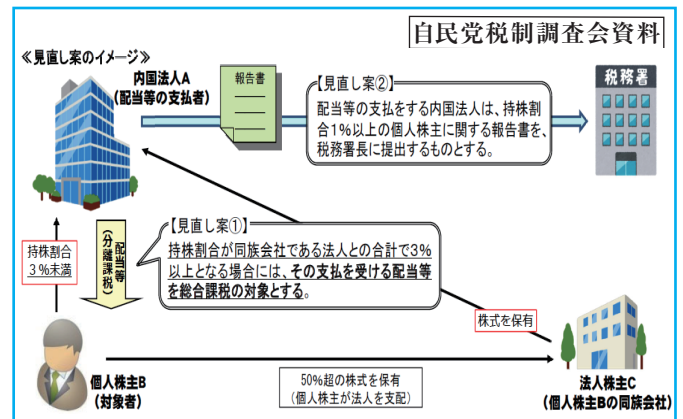
上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用される(附則23)。

(2) 株式等保有割合1%以上の株主の報告義務

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上となるその支払を受ける個人の氏名・個人番号その他の事項を記載した報告書を、

その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになった。

上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用される(附則23)。



6 財産債務調書制度等の見直し

財産債務調書制度等について、次の見直しが行われた(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律5~6の3)。

(1) 財産債務調書の提出義務者の追加

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である個人が提出義務者に追加され、令和5年分以後の財産債務調書について適用される。

(2) 財産債務調書等の提出期限の延長

財産債務調書の提出期限が、その年の翌年の6月30日(改正前:その年の翌年の3月15日)に延長され(国外財産調書についても同様)、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用される。

(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用されることになり(国外財産調書についても同様)、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用される。

(4) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準が300万円未満(改正前:100万円未満)に引き上げられるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しが行われ、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用される。

財務省資料

■ 提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、改正前の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに提出義務者となります。

【改正前】	【改正後】
提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者	提出義務者：改正前の提出義務者に加えて、以下の財産基準に該当する者も対象とする
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 所得基準：所得2,000万円超 ☑ 財産基準：総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 財産基準：[総資産10億円以上] (所得基準なし)
提出期限：翌年3月15日	提出期限：翌年6月30日
記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等	記載内容：同左
※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能 例：取得価額100万円未満の家庭用動産 (現金・美術品等を除く)	※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能 例：取得価額300万円未満の家庭用動産 (現金・美術品等を除く)

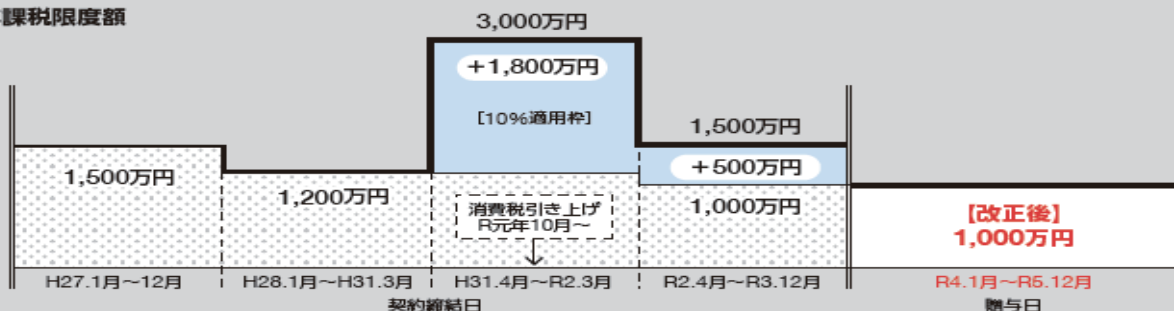
※ 令和6年1月1日以後に提出すべき財産債務調書(令和5年分以後の財産債務調書)について適用。

財務省資料

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋(合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引き下げ)
- 受贈者：直系卑属(合計所得金額2,000万円以下など)

■ 非課税限度額



[2] 資産課税

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直し

(1) 適用期限の延長

本特例の適用期限が、令和5年12月31日まで2年延長された(措法70の2)。

(2) 非課税限度額の引下げ

非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に引き下げられた。

- ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円
 - ② 上記以外の住宅用家屋 500万円
- #### (3) 既存住宅用家屋の要件

適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす)であることが加えられた。

(4) 受贈者の年齢要件

受贈者の年齢要件は、18歳以上(改正前:20歳以上)に引き下げられた。

(注) 上記の改正は、令和4年1月1日(上記(4)の改正については、同年4月1日)以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される(附則51)。

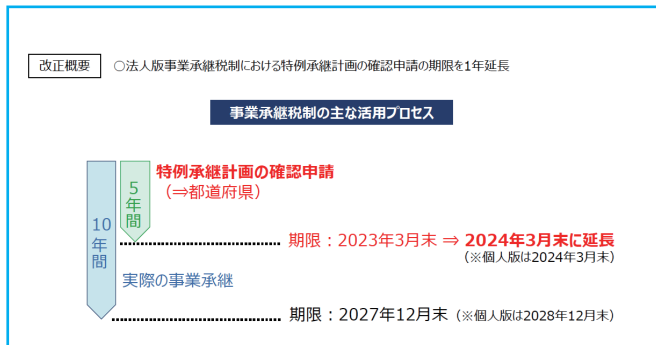
- ※1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
- ※2 受贈者の年齢要件:20歳
⇒【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)
- ※3 既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内 又は②耐震基準に適合していることが必要。
⇒【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とする。
- ※4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置き。
⇒【改正後】令和5年12月末まで2年延長。

2 法人版事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税等の納税猶予の特例制度(法人版事業承継税制)について、特例承継計画の提出期限(令和5(2023)年3月31日)が、令和6(2024)年3月31日まで1年延長された。

なお、上記の1年延長は、新型コロナの影響を配慮したものであり、本特例の10年間の適用期限(2027年12月末)が延長されることは予定されていない。

経済産業省資料



を開始する各事業年度で国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度になった。(措法42の12の5)。

上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう)に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいうとともに、設立事業年度は対象外とする。

また、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であれば、税額控除率に5%が加算される。

ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。

財務省資料

3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の見直し

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る)の令和4年度の課税標準額が、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(改正前:5%)を加算した額(ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする)とされた。

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴い、所要の改正が行われた。

	(改正前)※人材確保等促進税制	(改正案)
【適用要件】		
■給与総額の増加率	新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上
■マルサステックホールダーへの配慮※1		従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
【税額控除】	【控除率最大20%】	【控除率最大30%】
■控除率を乗ずる対象	新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
基本	15%	15%
■控除率 上乗せ(賃上げ)		+10% 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率4%以上
上乗せ(教育訓練費)	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上※2	+5%※1 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■控除上限額	当期の法人税額×20%	(変更なし)

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイト上に宣言内容を公表したこと を経済産業大臣に届出。
※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付 (改正案:明細書の保存) が必要
※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

[3] 法人課税

1 大企業向け賃上げ促進税制の改組

大企業の積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対し、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%が税額控除できる制度になった。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間

2 中小企業向け賃上げ促進税制の延長及び見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が令和6年3月31日まで1年延長された(措法42の12の5)。

財務省資料

	(改正前)	(改正後)
【適用要件】		
■ 給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 1.5% 以上	● → (変更なし)
【税額控除】	【控除率最大 25%】	【控除率最大 30%】
■ 控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	● → (変更なし)
基本	1.5%	1.5%
■ 控除率 上乗せ(員上げ)	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5% 以上	+1.5% 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5% 以上
上乗せ(教育訓練費)	10% 教育訓練費増加等の要件の充足※1	+10%※2 教育訓練費の対前年度増加率 10% 以上
■ 控除上限額	当期の法人税額 × 20%	● → (変更なし)

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
 ①教育訓練費の対前年度増加率 10%以上
 ②確定申告書に教育訓練費の明細書の添付 (改正案：明細書の保存) が必要
 ③中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明 (改正案：廃止)
 ※2 控除率 1.5%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計 25%

なお、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(改正前：5年)とされた。

財務省資料

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明(※)したものにより取得した株式。
- ※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間(出資後 5年間【改正後：3年間】)中、経済産業大臣が証明。

3 オープンイノベーション促進税制の拡充

ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長された(措法66の13)。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満(改正前：10年未満)とされた。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(改正前：5年)とされた。

4 5G導入促進税制の見直し

5G導入促進税制とは、5G法(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律)の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備を取得等する場合には、税額控除又は特別償却ができる制度である。

本税制は、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため下表のように税額控除率を段階的に引き下げること等とした上で、その適用期限が令和7年3月31日まで3年間延長された(措法66の13)。

財務省資料

■ 税額控除率・特別償却率

措置内容	税額控除								特別償却	
	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
供用年度	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4~R6
条件不利地域(過疎地域など)	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%						

■ 対象設備

全国5G	ローカル5G
無線設備(送受信装置、アンテナ)	無線設備(送受信装置、アンテナ) 通信モジュール、コア設備、光ファイバ

※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であること等の要件(全国5G)等の見直しを行う。

5 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長された(措法61の4他)。

6 減価償却資産における取得価額の損金算入制度の見直し

節税目的で、自らが行う事業では使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、少額な資産を当期

の損金に算入し、賃貸料や売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することにより、損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが増加傾向にあることから、次の規制措置が設けられた。

(1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、令和4年4月1日以後に取得した対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供するものが除外された（法令133）。

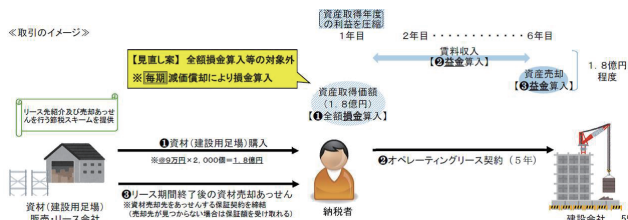
(2) 一括償却資産の損金算入制度の見直し

一括償却資産の損金算入制度についても、上記(1)同様とされた（法令133の2）。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から除外する減価償却資産を取得価額が10万円未満であるもの及び他の特別償却等の適用を受けるものその他一定のものとした上（上記(1)の見直しも含む）、その適用期限が2年延長された（措法67の5）。

自民党税制調査会資料



7 完全子会社等の配当等に係る源泉徴収の見直し

会計検査院の指摘（全額法人税が課税されない配当等に対する源泉徴収の在り方など）を踏まえ、一定の内国法人が支払を受ける配当等で次の①・②に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととするほか、これに伴う所要の措置が講じられた（所法177・212）。

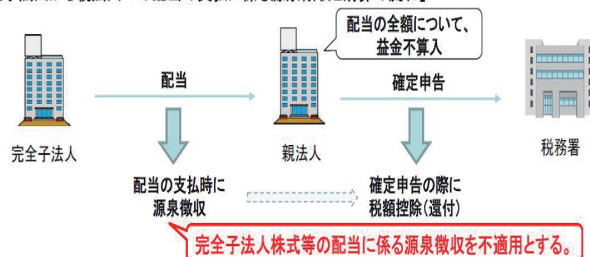
- ① 完全子会社等（株式等保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいう。

なお、上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される（附則6・8）。

金融庁資料

【完全子法人から親法人への配当の支払に係る源泉徴収と清算の流れ】



[4] 消費課税

1 免税事業者における適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

(1) 見直し前の経過措置

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書等保存方式に係る登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じる）から課税事業者となる経過措置が設けられている。

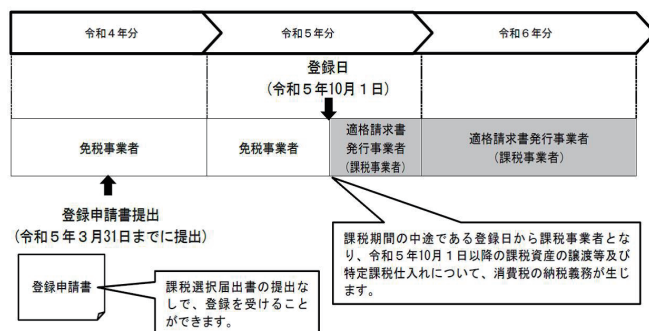
この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はない。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となる。

国税庁資料

【免税事業者に係る登録の経過措置】

（例）免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から登録を受けた場合



(2) 経過措置の見直し

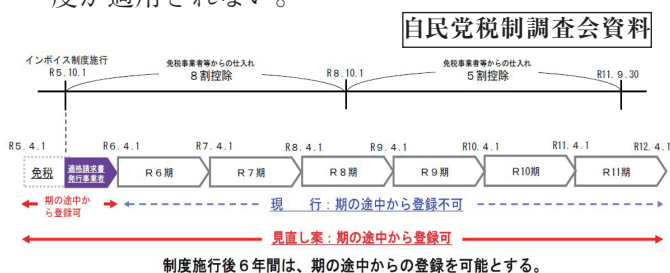
免税事業者の適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しが行われた（所得税法等の一部を改正する法律附則 44）。

① 経過措置の緩和

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになった。

② 事業者免税点制度の適用制限

上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されない。



2 適格請求書等保存方式に係るその他の見直し

(1) 仕入明細書による仕入税額控除の適用要件の見直し

仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができるようになった。

(2) 納税管理人の届出をしていない場合の登録拒否等

特定国外事業者以外の事業者（納税管理人を定めなければならないこととされている者に限る）が納税管理人の届出をしていない場合には、税務署長は適格請求書発行事業者の登録を拒否すること及びその登録を取り消すことができることになった。

(3) 登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合

事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることになった。

(4) 電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置適用について

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を適用することができる請求書等に、区分記載請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録が加えられることになった。

(5) インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産について、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とすることになった。

[5] 納税環境整備

1 税理士制度の見直し

ウイズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次のように税理士制度の見直しが行われた。

自民党税制調査会資料

1. 税理士の業務におけるICT化の推進

【背景】

- 経済社会のICT化が進展する中で、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況が変化。税理士は、この動きに的確に対応していくことが求められている。
- なお、デジタル社会形成基本法において、事業者はデジタル社会の形成推進と施策への協力に努めるものとされたところ。（参考）デジタル社会形成基本法 第16条（事業者の責務）
事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 税理士におけるe-Tax利用率は既に高水準（法人税申告数ベースで約93%）だが、100%に向けて更なる向上を図る必要。

【見直し案】

- 税理士が取り組むべき上記の方向性を明確にするため、「税理士は、業務のICT化を進める等の取組みを通じて、納税者利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」旨の努力義務規定を設ける（令和4年4月1日施行）。
- 併せて、その取組みが進展するよう、業務のICT化に関する規定を、日税連・税理士会の会則の絶対的記載事項とする（令和5年4月1日施行）。

2. 税理士会等における会議招集通知等の電子化

【現行】日税連・税理士会の総会・設立総会に関する招集通知、及び欠席者の議決権行使（意見委任）の方法は、書面に限定されている。

【見直し案】上記について、書面のほか電子的に行うことを可能とする（令和4年4月1日施行）。

3. 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化

【現行】次の書類を電子的に作成する際の記録媒体は、磁気ディスク等に限定されている。

日税連が作成する税理士・税理士法人名簿、税理士・税理士法人が作成する業務帳簿、税理士法人が作成する会計帳簿

【見直し案】上記について、記録媒体の制約なく電磁的記録により作成できることを明確化する（令和4年4月1日施行）。

62

(1) 税理士の業務における ICT 化（令和4年4月1日施行）

税理士は、業務の ICT 化等を通じて納税者の利便向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めることとする旨の規定が設けられた。

併せて、その取り組みが進展するよう、業務の ICT 化に関する規定が日税連・税理士会の会則の絶対的記載事項とされた。

(2) 事務所設置規制の見直し（令和5年4月1日施行）

税理士の業務の ICT 化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判定基準に、応接設備や使用人の有無といった物理的事実を用いないこととされた。

併せて、税理士から離れた場所における使用人等の業務の適正性を確保するための運用上の措置が講じられた。

(3) 税務代理の範囲の明確化（令和4年4月1日施行）

税理士は、税務代理（申告や調査・処分に対する主張等の代理・代行）を行うに当たって前提となるような通知等について、税務代理権限に基づいて受領できることが明確化された。

加えて、納税者・税理士の利便性控除の観点から、税務代理権限証書に関する様式の整備が行われた。

(4) 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化（令和4年4月1日施行）

日税連・税理士会の総会等における会議招集の通知および議決権行使の委任について、電子的に行うことができるようになった。

(5) 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化（令和4年4月1日施行）

日税連が作成する税理士名簿や税理士が作成する業務帳簿等について、電子的に作成できることが明確化された。

(6) 税理士試験の受験資格の見直し（令和5年4月1日施行）

多様な人材確保と受験数の減少に対処する観点から、以下の見直しが行われた。

- ① 税法科目より先に受験されることの多い会計学科目について、受験資格が不要とされ、早期の受験開始が容易になった。
- ② 活動領域の拡大により、税理士には広く社会に関する基礎的素養が求められていることを踏まえ、税法科目の受験資格について、大学卒業等の学識

により満たそうとする場合に修める必要がある学問の範囲（履修科目要件）が「社会科学に属する科目」（改正前：法律学又は経済学）に拡充された。

(7) 税理士法人の業務範囲の拡充（令和4年4月1日施行）

税理士法人は、税理士と同様に、成年後見業務や租税教育・普及に関する業務を行うことができるようになった。

(8) 税理士法人社員の法定脱退事由の整備（令和4年4月1日施行）

税理士法人の社員税理士は、懲戒処分等により税理士業務を停止した場合に税理士法人から脱退することが明確化された。

(9) 懲戒逃れを図る税理士等への対応（令和5年4月1日施行）

現行制度において、税理士法違反に係る調査（税理士調査）及び懲戒処分の対象は現職の税理士・税理士法人に限定されているが、懲戒手続開始前に登録を抹消し処分を免れようとする動き（懲戒逃れ）に対処する等、税理士業務の適正な運営を確保する観点から、以下の整備が行われた。

- ① 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備
- ② 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設

(10) 税理士懲戒処分の除斥期間の創設（令和5年4月1日施行）

法的安定性の確保や税理士における疎明資料の保管等に係る負担軽減の観点から、税理士法違反後10年を経過したときは、懲戒手続を開始できないことになった。

(11) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備（令和6年4月1日施行）

税理士が申告書に添付できる計算事項・審査事項等の記載書面について、簡明性向上等の観点から様式の見直しが行われた。

(12) 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃（令和4年4月1日施行）

税理士試験受験願書の添付写真について、旅券用写真を使用可能とするため、所要の様式の見直しが行われた。

2 修正申告書等の記載事項の整備

ワンスオンリーの原則（行政機関等に提供された情報について、同一内容の情報は重複提供が不

要)を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している次の課税標準等の記載が不要とされた。

(1) 修正申告書の記載事項の整備

修正申告書の記載事項から、その申告前の課税標準等・納付すべき税額の計算上控除される金額の計算の基礎となる税額が除外されるほか、所要の整備が行われた(通法19)。

上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税(課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税)に係る修正申告書について適用される(附則20)。

(2) 更正請求書の記載事項の整備

更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等・還付金の額の計算の基礎となる税額が除外されるほか、所要の整備が行われ(通法23)、令和4年12月31日以後に終了する事業年度等から適用される(附則20)。

3 証拠資料のない簿外経費への対応策

所得税及び法人税の税務調査において、証拠資料を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合等については、売上原価・費用の額に対し必要経費不算入・損金不算入とする措置が講じられた(所法45、法法55)。

4 タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

国税関係書類(地方税関係書類も同様)に係るスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ(改正前:一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ)を付すことになった。

ただし、令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件について、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置が講じられた。

5 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

令和3年度税制改正により、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和4年1月1日以後に行われた電子取引の取引情報を電子データのまま保存しなければならないことになった。

しかし、大企業において令和4年1月1日施行までの間に、対応未完了の事業者が多数あり、中

財務省資料

■ 所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じます。

事実の仮装・隠蔽がある又は無申告の年分(事業年度)において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額(原価の額(資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。)、費用の額及び損失の額)は、次の場合を除き、必要経費(損金の額)に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
(災害等により保存することができなかつたことを納税者が証明した場合を含む。)
- ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合



※ 納税者が個人の場合は、令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

小企業においては制度の認知が十分に進んでいない状況にあった。

そこで、令和4年度税制改正では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなくなったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする措置（2年間の宥恕措置）が講じられた。

宥恕措置の適用にあたって、納税者は所轄税務署長への手続きなどは要しないことになっている。

なお、「やむを得ない事情」に該当しない場合における例示として次の事例が紹介されていることから（電子帳簿保存法一問一答【電子取引】問41-3）、次の事例に該当しなければ「やむを得ない事情」に該当することになる。

例えば、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報についても保存要件に従って電子データの保存を行わないことを明らかにしている場合等が該当します。

[6] 検討課題

令和4年度税制改正項目ではないが、令和3年12月10日に公表された与党の税制改正大綱（10頁・11頁）には、次のように「相続税と贈与税の一体化」について本格的な検討を進めるとの記載がある。

(2) 相続税・贈与税のあり方

……わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。

このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。（下図参照）

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

上記の「相続税と贈与税の一体化」の検討を進めるとの記述は、令和4年度の与党税制改正大綱だけでなく、令和3年度及びそれ以前にも同様の記載があることから、一体化が行われる場合にはどのような課題があるか、政府税制調査会の会議資料（令和2年11月13日）などを参考に確認しておく必要がある。

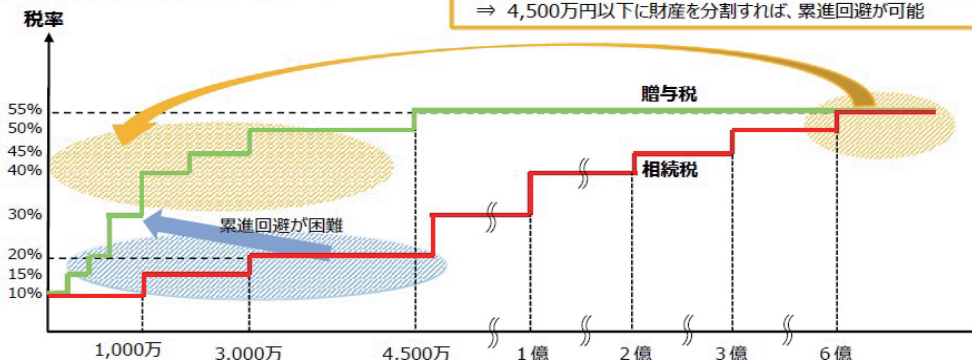
我が国の相続税と贈与税の関係

政府税制調査会の会議資料

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

（参考）相続税と贈与税の税率構造（イメージ）

例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



例：相続財産（法定相続分）が4,000万円（限界税率20%）の場合

- ・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30%（累進回避は困難）
- ・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15%（累進回避が可能）

贈与税：課税価格（取得財産価額－基礎控除額）
相続税：各法定相続人の法定相続分相当額
（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）



TAINSメールニュース No.554 2022.01.06

**固定資産税等の税額変更処分／航空写真による
家屋の増築時期の推測**

(令01-07-19 裁決 一部取消し F0-7-030)

本件は、処分庁が、請求人自宅家屋の増築部分(本件家屋)につき、その建築年を平成26年と認定して、請求人等に対する平成27年度分から平成30年度分までの各年度に係る固定資産税等の税額変更(賦課決定)処分(本件各処分)を行ったところ、請求人が、「平成26年に増築したと主張する行政側の事実認定疎明資料が存在せず、増築年月日の事実認定が成されない上での課税は納得出来ない」等と主張し、本件各処分の取り消しを求めた事案です。審査庁(相模原市長)は次のとおり判断し、平成27年度分に係る上記処分を取り消しました。

平成26年1月12日に撮影された航空写真には本件家屋

が写っていないが、平成27年1月3日に撮影された航空写真には本件家屋が写っていること、また、処分庁が相模原市行政不服審査会に提出した平成27年11月27日時点における外観写真から、平成27年11月27日に本件家屋が課税要件を満たしていたことについては確証を得ることができる。これに対し、平成27年1月1日時点で課税要件を満たしていたことについて確認できる外観写真については、処分庁からは提出されなかったこと等から、賦課期日である平成27年1月1日時点で本件家屋が課税要件を満たしていたとの確証は得られず、本件家屋は、平成26年中に建築されたことについては推測の域を出ない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-7-030

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.555 2022.01.13

**隠蔽行為の認定～意図を外部からもうかがい得る
特段の行動の有無～**

(令03-06-25 公表裁決 一部取消し J123-1-03)

請求人が、税務調査に基づき相続税の修正申告をしたところ、原処分庁が、被相続人が締結していた各建物更生共済契約に関する権利(本件各権利)を相続税の課税財産として申告する必要があると認識しながら、申告していなかったことに隠蔽の行為が認められるとして重加算税の賦課決定処分をしたため、請求人が、当該隠蔽の行為はないとして、当該処分のうち、過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断して、重加算税の賦課決定処分を取り消しました。

本件各権利が申告漏れとなった原因としては、本件税理士

からの「損害保険はどうなっていますか」との質問に対して請求人の「共済は掛け捨てに移行している」との回答は、本件税理士の質問の趣旨を誤解してなされた可能性があり、実際に建物更生共済契約から掛け捨ての損害保険へと移行されたものもあることからすれば、必ずしも虚偽であるとまではいえない。したがって、請求人が本件税理士に対して故意に虚偽の説明をしたものと認めることはできず、請求人が本件税理士に当該回答をした事実をもって、請求人が、当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたと認めることはできないから、国税通則法第68条第1項に規定の隠蔽又は仮装の行為があったということとはできない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J123-1-03

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.556 2022.01.20

債務控除～名目的な債務の額が「確実と認められるもの」に該当するか否か～

(令03-06-17 公表裁決 一部取消し J123-3-08)

請求人(長男)は、被相続人が所有する土地の上に建物を所有していましたが、税理士法人Mからの提案により、被相続人と生前に建物売買契約を締結しました。本件の主な争点は、被相続人に生じた売買代金相当額の債務が、相続税法第14条第1項に規定する「確実と認められるもの」に該当するか否かです。

本件建物の売買代金は約4300万円であり、相続開始日の固定資産税評価額は約2070万円、債務の額は約4250万円となっていました。二男の別件建物に関しても同旨の裁決(J123-3-09)があります。

審判所は、次のように判断して、更正処分等の一部を取り消しました。

本件債務のうち、本件建物の経済的価値を大きく超えて上積みした部分は、いずれ混同により消滅させるべき債務を、いわば名目的に成立させたにすぎないものであるから、相続開始日における消極的経済価値を示すものとはいえない。

一方で、請求人は、本件建物の経済的価値に見合う部分の債権も失うべきこととなり、実際にこれを失う結果となっているのであるから、この部分に係る本件債務は、相続開始日における消極的経済価値を示すものと認めるのが相当である。

したがって、本件債務の消極的経済価値は、本件通達評価額をもって把握するのが相当であり、「確実と認められるもの」は、20,726,840円となる。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J123-3-08

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)

TAINSメールニュース No.557 2022.01.27

事業用買換資産の取得価額と一括譲渡した土地建物の対価の区分

(令03-09-17 東京地裁 棄却 Z888-2371)

原告らの父乙は、贈与により取得した土地1を昭和62年に譲渡して、措置法37条(特定事業用資産の買換え)1項の適用を受け、買換資産としてA建物を取得し、平成26年に土地2とともにA建物を譲渡しました。本件は、父の死後、税務署長が、不動産所得につきA建物の取得価額は「引継価額」とすべきであり、一括譲渡した土地建物の対価の区分は「相続税評価額による按分法」を採用すべきであるとして更正処分をした事案です。東京地裁は次のように判示しました。

原告らは、本件贈与は負担付贈与であり、土地1は、措置法37条1項の要件(所有期間10年超)を満たしておらず、A建物は買換資産に該当しない旨主張するが、乙が自ら同

項の規定を当てはめて要件を満たすとする確定申告書を提出し、これを働かせて課税の繰延べという効果を享受した者であったことは明らかであり、客観的にみて要件を満たしていたか否かにかかわらず、乙は同項の規定の適用を受けた者に該当するから、A建物の取得価額は引継価額とすべきである。土地2の概算取得費を計算するに当たり、原告らは、譲渡収入から建物の固定資産税評価額を控除した額を土地の収入金額とする差引法を主張するが、固定資産税評価額は実際の取引価額が形成される事情が考慮されていないことから差引法は合理的とはいえない。相続税評価額による按分法は、土地と建物との収入金額の均衡を保つことができるものと解されるから合理性があると認められる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2371

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.558 2022.02.03

差押処分／給与の差押禁止／給与が振り込まれた後の預金口座の差押え

(平31-02-07 大津地裁 却下棄却・控訴 Z777-201905)

処分行政庁が原告の銀行に対する預金債権を差し押さえて、原告が滞納していた所得税に当てた処分が違法であるとして処分の取消し等を求めた事案です。

主な争点は、差押処分で差し押さえられた預金債権は国税徴収法76条(給与の差押禁止)1項に定める「給与に係る債権」か否かです。

本件預金債権は「給与に係る債権」ではないため、これに対する差押処分が徴収法76条によって禁止されるものではない。

預金口座に振り込まれた金員については預金者において自由に処分することが可能である以上、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙って差押処

分をするのであれば、給与債権が預金口座に振り込まれたその日のうちに差押処分をするはずであるところ、差押処分が行われたのは、給与振込日の2日後であり、その間に原告が預金口座に振り込まれた金員を自由に処分できる状況にあったことに照らすと、G統括官において、預金債権に転化した時点を狙って給与を差押え可能な範囲を超えて確実に差し押さえようとする意図があったとは認め難い。

したがって、差押処分について、「給与に係る債権」の差押えと実質的に同視できるものとして、違法となると評価することはできず、差押処分は適法である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z777-201905

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.559 2022.02.10

第二次納税義務～再生計画に基づく債務免除により「受けた利益」の有無～

(令03-12-09 東京高裁 請求認容 確定 Z999-7223)

C社(控訴人)は、再生計画の過程で、C社の借入金の代位弁済をした元代表者ら(滞納者)から、その求償債権の債務免除を受けたところ、関東信越国税局長から、徴収法39条に基づき、元代表者らの滞納国税につき、第二次納税義務の納付告知処分を受けました。C社は、納付告知処分は違法であるとして、その取消しを求めて出訴しましたが、原審(Z999-7221)は、請求を棄却しました。一転して、東京高裁では、各債務免除は徴収法39条の「債務免除」に当たるとした上で、C社の受けた利益の額は、各求償債権の額面上の金額である旨の被控訴人の主張を斥け、次のとおり判断し、C社の請求を認容しました。

控訴人は、各債務免除がされなければ、再生計画書に係る再生計画は成立せず、早晚法的整理に移行せざるを得なかったといえるから、各債務免除の時の各求償債権の価額については、控訴人が破産した場合に予想される回収額(清算価値)によって評価することが相当である。

各債務免除の時における各求償債権の価額が0円を超えるとは認められず、各債務免除により控訴人の受けた利益は現に存しないというほかないから、その余の点について判断するまでもなく、各債務免除は徴収法39条の要件を満たすものではなく、納付告知処分は違法であって、取消しを免れない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-7223

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.560 2022.02.17

企業ポイント交換により受領した金員／消費税法2条1項8号の「対価」該当性

(令03-09-29 大阪高裁 原判決取消し 確定 Z888-2392)

ICカードを発行している控訴人は、会員に対し商品購入代金等の決済手段として本件カードを利用した場合に企業ポイント(本件ポイント)を付与するサービスのほか、本件ポイントと控訴人が提携する法人が付与する企業ポイント(提携ポイント)との交換を行っていました。本件は、提携ポイントと本件ポイントとを交換した後に、提携法人から控訴人に支払われた金員(本件金員)が、消費税法2条1項8号の「対価」に該当するかが争われた事案です。

大阪地裁(Z269-13358)は対価に該当するとしましたが、大阪高裁は、下記のように判断して対価に該当しないとしました。

各提携契約に基づく提携法人の控訴人に対する本

件金員の支払は、ポイント交換に係る提携ポイントを発行した者としてその利用に係る経済的負担を負うべき立場にある提携法人が、ポイント還元を行う控訴人のために、その原資を提供する行為にほかならない。

そうであるとすれば、各提携契約に基づく提携法人と控訴人との間のポイント交換は、無償取引というべきであり、本件金員が控訴人が各提携契約に基づき提携法人に対して行う役務の提供の反対給付としての性質を有するとみるのは困難というべきである。本件金員は消費税法2条1項8号にいう「対価」に該当せず、これを消費税の課税標準とすることはできない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2392

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINS 税理士情報ネットワーク

Tax Accountant Information Network System

・入会方法、費用、ID・パスワード、その他についてのご質問

お問い合わせ先

・税法データベースに関するご質問

一般社団法人 日税連税法データベース

TEL 03-5496-1195
FAX 03-5496-1298

日税連税法データベース編集室
(広島は火・金のみ)

東京 TEL03-5496-1416 FAX03-5496-1517
広島 TEL082-555-1310 FAX082-555-1335

TAINSメールニュース No.561 2022.02.24

宗教法人への贈与／相続税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合

(令03-05-20 公表裁決 全部取消し J123-3-07)

本件は、宗教法人である請求人の前住職が、自己名義の預金口座から請求人名義の預金口座へ金員を移動させたことについて、原処分庁が、当該金員の移動は持分の定めのない法人に対する贈与であり、前住職の親族の相続税の負担が不当に減少する結果になるとして、相続税法66条《人格のない社団又は財団等に対する課税》4項の規定により、請求人を個人とみなして贈与税の決定処分等をしたという事案です。審判所は次のように判断し、原処分を全部取消しました。

本件各資金移動は、いずれも前住職から請求人に対する贈与に該当する。

請求人は、相続税法66条4項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないも

のとする旨を規定した相続税法施行令33条3項の規定には該当しないものの、前住職らによる請求人の業務運営及び財産管理については、請求人の総代が相当程度に監督しているものと認められるほか、前住職らが私的に業務運営や財産管理を行っていたとまでは認められないこと、前住職らが、本件各資金移動の時点において、請求人の財産から私的に財産上の利益を享受した事実は見当たらないこと等から、前住職らが、請求人の業務、財産の運用及び解散した場合の財産の帰属等を実質上私的に支配している事実は認められない。したがって、本件各資金移動により贈与者である前住職の親族等の相続税の負担が不当に減少する結果となるとは認められない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J123-3-07

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

TAINSメールニュース No.562 2022.03.03

「調査拒否」に伴う仕入税額控除の否認～税理士の善管注意義務違反等の有無～

(令03-12-24 千葉地裁 認容 Z999-0179)

遊技場を経営する会社である原告が、法人税等の調査において帳簿及び請求書等を提示しなかったため、A税務署長から、帳簿等を保存しない場合に当たることを理由として消費税法30条1項の規定による仕入税額控除を否認する消費税等の各更正等を受けました。原告から税務代理を受任し本件調査に対応していた被告に善管注意義務違反等があったと主張して、各更正等による増額等に相当する38億2539万3900円の一部である3億円と弁護士費用2000万円との合計3億2000万円の損害賠償を求める事案です。

裁判所は次のように判断し、原告の請求を認容しました。

被告は、原告の税務代理人として、本件調査の対応に当たり、税法の解釈に関する自らの見識を有しつつも、原告

が、本来受けることができた消費税の仕入税額控除を否認されることがないように適切に対応を行う義務を負っていた。

ところが、被告は、重大な不利益処分がされる可能性があることが明示されたにもかかわらず、弥縫策をとったのみで、本件調査が原告に対する事前通知を行うことなく開始されたことの違法を主張して本件調査に応ずることを拒否することの可否について、原告と真摯に検討することがないまま、最後まで、自らが立てたその方針に基づいた対応をとり、原告は、そのことによって、帳簿書類を提示し税務調査に応ずる機会を失い、各更正等を受けるに至ったと認められ、被告に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-0179

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険	経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
介護・がん補償保険	要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



■TAINSメールニュース No.563 2022.03.10

純資産価額による株式評価～法人に株式と同時に遺贈された貸付金の負債性～

(令03-05-21 東京地裁 一部取消し 確定 Z888-2382)

甲がA社に対して株式等を遺贈する旨の遺言をしていたところ、死亡により遺贈の効力が生じ、相続の開始時に保有していたA社の株式とA社に対する貸付金債権が、A社に移転しました。本件は、譲渡所得の金額の計算について争われた事件で、具体的な争点は、所得税法59条1項の「その時における価額」(時価)を純資産価額により算定するに当たり、株式と同時に遺贈された貸付金債権(貸付金債務)をA社の負債として計上することの適否です。

東京地裁は、次のように判断して、更正処分をほぼ全てを取り消しました。

遺贈の性質に鑑みれば、遺言が作成されてからその

効力が発生するまでの間において、遺贈の目的である権利が受遺者とされた者に移転することが確実であるとは通常は考え難いというべきである。

本件貸付金債務が遺贈の直前においてまだ存在していた以上、被告が主張するA社株式の価額の増加部分(遺贈に伴う貸付金債務の消滅により生ずる価値の増加部分)は、そもそも遺贈の時点において譲渡人である甲の下に生じている増加益ではないから、譲渡所得に対する課税の対象にはならないものである。

以上によれば、A社の株式の「その時における価額」を純資産価額によって算定するに当たって、貸付金債務をA社の負債として計上すべきである。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2382

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

■TAINSメールニュース No.564 2022.03.17

監査役に対する損害賠償請求／従業員の横領と監査役の仕事懈怠

(令03-07-19 最高裁 破棄差戻し Z999-6163)

A社の経理担当であった乙は、平成19年から平成28年の間、A社の当座預金口座から合計2億3523万円余を横領し、残高証明書を偽造していましたが、取引銀行からの指摘を契機に横領が発覚しました。本件は、A社が、その監査役であった甲に対し、甲がその任務を怠ったことにより、従業員による継続的な横領の発覚が遅れて損害が生じたとして主張して、損害賠償を請求した事案です。

東京高裁は、会計限定監査役である甲は、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、その任務を怠っていないとして、A社の請求を棄却しました。しかし、最高裁は、上記判断は是認できない

として、次のように判示し、破棄差戻しを言い渡しました。

会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。そして、甲が任務を怠ったと認められるか否かについては、A社における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らして甲が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-6163

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険 会計参与賠償責任保険



(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
<https://zeirishi-hoken.co.jp>





TAINSメールニュース No.565 2022.03.24

借入金利子の必要経費該当性／賃貸用建物の持分を一部譲渡した場合

(令02-06-30 千葉地裁 棄却・確定 Z888-2372)

原告の母Aは、借入金により貸付用建物を新築しその全部を貸し付けていましたが、建物の持分4分の3を原告と原告が代表者である法人に譲渡し、その譲渡代金と新たな借入金(借換借入金)で、当初借入金の残債務を一括返済しました。その後、相続により、原告は、建物のAの持分4分の1を取得するとともに借換債務を承継し、Aの不動産貸付業務を承継し、借換借入金利子の全額を不動産所得の必要経費に算入して申告したところ、処分行政庁から必要経費に算入すべき金額は支払利子の金額に業務関連割合50%を乗じた金額に限られるとして更正処分等を受けた事案です。

裁判所は次のとおり、原告の請求を棄却しました。

本件建物は、持分譲渡後において、残余の持分4分の1のみがAの不動産貸付業務の用に供されていたから、当初借入金のうち、建築費用及び改修費用に充てられた借入金は、持分4分の1に対応する部分のみがAの不動産貸付業務についての費用に充てられるものであったといえる。

相続後に支払われた借換借入金利子は、その29.88%に相当する部分が原告の不動産所得を生ずべき業務について生じた費用として不動産貸付業務との関連性が認められ、必要経費に該当する。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2372

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.566 2022.3.31

課税財産は売買残代金請求権～契約解除時期の仮装に重加算税の賦課処分～

(令02-10-29 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2397)

甲(被相続人)は、所有する土地(本件土地)をA社に代金22億7600万円で売却する旨の売買契約を締結し、手付金3億円を受領後、亡くなりました。甲の相続人ら(原告ら)は、甲の相続開始前に売買契約が合意解除された旨の確認書等を添付し、課税財産は土地であるとして相続税の申告書を提出しました。これに対して、処分行政庁は、課税財産は売買残代金請求権であるとして更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行いました。

東京地裁では、売買契約の合意解除があったのは、相続開始後であったとした上で、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

売買契約の合意解除に、相続税の課税関係に影響を及

ぼす「やむを得ない事情」があったと認めることはできないから、本件相続における課税財産は、本件土地ではなく、売買契約に係る売買残代金請求権であると解するのが相当である。

原告らは、売買契約が相続開始前に解除されたこと、すなわち、本件相続に係る課税財産が本件土地であることを仮装しており、相続税に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき相続税の申告書を提出したものと認められる。そうすると、原告らに対して重加算税を賦課することは、相当といえるべきである。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2397

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 **税理士業界一筋45年余の信頼と実績**

報酬自動支払制度が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不定期の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

POST 郵送型 帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

- 利用料金
- 基本料..... 無料
- 口座振替請求手数料..... 335円/件

e-NET ネット型 ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。
[e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]

- 利用料金..... 1,800円/月
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
- 口座振替請求手数料..... 240円/件

ネット型「e-NET」専用サービス

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送信出来ます。

*表示金額に消費税は含みません。

➡ **「報酬自動支払制度」オンライン説明始めました。**

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申しください。
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス 108604261081

1 税法データベース収録情報一覧 2022.3.31現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,209	3,342	1,556	320	555	365	844	13,191
裁 決	2,146	1,598	1,185	465	239	46	1	5,680
通 達	3,613	4,690	2,196	747	22	0	240	11,508
相談事例	1,949	4,211	2,996	2,436	126	1	353	12,072
その他文書	0	0	0	0	0	0	151	151
行政文書	84	144	0	19	2	0	2,048	2,297
計	14,001	13,985	7,933	3,987	944	412	3,637	44,899

・裁決には、非公開裁決3,414件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,365件です。

2 収録期間 2022.3.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和3年12月9日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和3年6月25日まで
その他		判決・裁決 令和3年12月24日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2022.3.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,341	31
東京地方	688	8
千葉県	246	2
関東信越	568	6
近 畿	1,222	5
北海道	202	2
東北	338	2
名古屋	482	6
東海	335	7
北 陸	162	1
中 国	328	2
四 国	179	2
九州北部	300	3
南九州	235	2
沖 縄	77	0
小 計	7,703	79
そ の 他	248	
合 計	8,030	

TAINS研修会のお知らせ

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部地域を除いて会場型研修は開催を見合わせております。

なお、会員ページの「研修サイト」からはオンデマンド研修を配信しており、視聴後に受講時間を登録できます。



TAINS 2022年春号

- 発行日／2022年4月15日(VOL.28 通巻第230号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail : info@tains.or.jp
- HP : https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



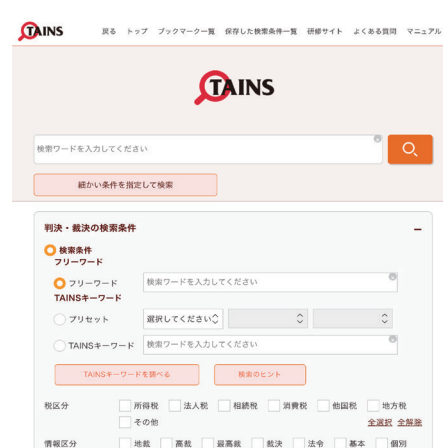
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



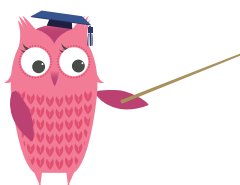
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



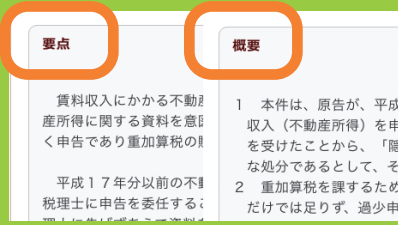
新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



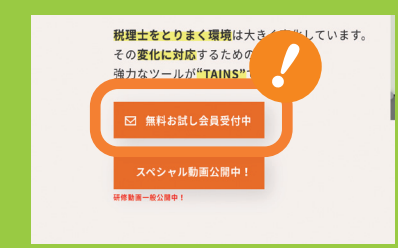
判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

■ スマートフォンにも対応。



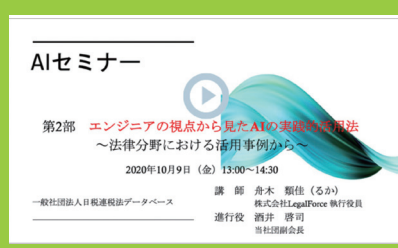
調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

ウェブサイトは
こちら

